覚醒剤研究者指定申請書類記載要領

１　覚醒剤研究者

覚醒剤に関して相当の知識を持ち，かつ，研究上覚醒剤の使用を必要とする者

２　根拠法令

覚醒剤取締法　第４条第2項

覚醒剤取締法施行規則　第２条

３　手数料　４，６００円（千葉県県収入証紙）

４　添付書類

（１）　履歴書

（２）　研究の計画書（学術研究のために覚醒剤を使用することが分かる内容であること。）

（３）　施設の平面図（保管庫の位置を明示すること。）

（４）　保管庫の立体図（材質、鍵の位置、大きさ、重量金庫・固定金庫の別、固定金庫の場合には固定方法（例：「ボルト止め」等）を記載すること。）

（５）　研究同意書（研究施設設置者又は施設長が記名したもの）

５　その他

参考事項欄には，月平均覚醒剤使用予想量その他参考事項を記載すること。

６　提出部数　正本１部、副本（写し）１部

（千葉市，船橋市，柏市内に業務所のある者は１部）

７　提出先

（１）千葉市，船橋市，柏市内に業務所のある者

郵便番号２６０－８６６７　千葉県千葉市中央区市場町１－１

千葉県健康福祉部薬務課麻薬指導班　ＴＥＬ：０４３－２２３－２６２０

（２）上記以外に業務所のある者

管轄の保健所（健康福祉センター）